

多摩支部ADRのご案内

多摩支部でのあっせん・仲裁を希望される場合の手続の概要は次のとおりです。

1. 申立書（必要部数は各 ADR ごとに異なります）と、多摩支部での期日開催希望申出書（2 枚目参照）を東京弁護士会紛争解決センター（東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階）に提出してください。

なお、多摩支部を利用する場合に限り、郵送での申立も可能です。また、申立書は当会 HP よりダウンロードできます。

※多摩支部での開催のご要望に応じられない場合があります。また、開催する場合でも立地等の都合上期日開催に制約が生じる場合があります。必ず期日開催希望申出書記載の留意事項をよくお読みいただいでご了承の上でご提出ください。

2. 申込手数料の支払

1 でご提出いただいた書類の確認後、霞が関の事務局より申立手数料の支払をご案内します。申立手数料をお支払いいただいた後に申立の正式な受理となります。

3. 期日のご連絡及び期日手数料の支払

相手方が応諾した場合は、事務局よりあっせん・仲裁の期日（日時）をご連絡いたします。また、期日手数料の支払についてもご案内しますので、期日までに期日手数料の支払をしていただきます。

4. 期日の開催（於：多摩支部）

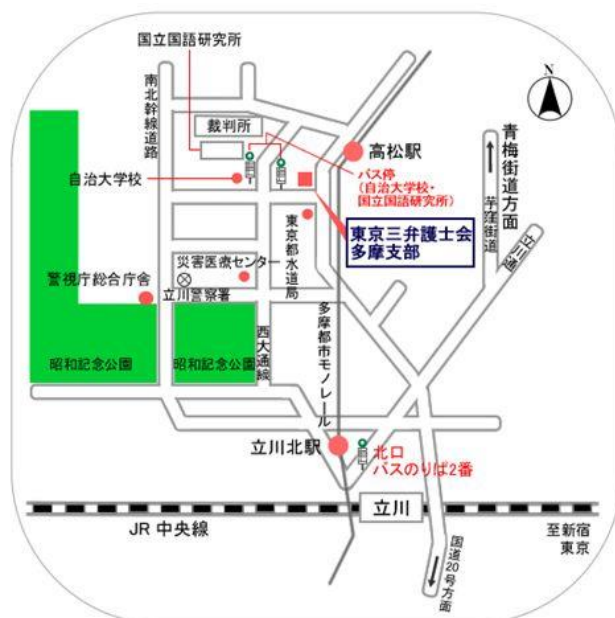
期日の時間までに東京三弁護士会多摩支部会館にお越し下さい。

* 弁護士会多摩支部会館 *

多摩都市モノレール高松駅より徒歩 2 分
東京都立川市緑町 7-1
アーバス立川高松駅前ビル 2 階

【問合せ先】

東京弁護士会紛争解決センター事務局
TEL：03-3581-0031



年 月 日

東京弁護士会紛争解決センター 御中

申立人

印

多摩支部会館における期日開催の希望申出書

私は、東京弁護士会紛争解決センターに申立をするにあたり、多摩支部会館において期日が開催されることを希望いたしますので、その旨申し出ます。

なお、下記「多摩支部会館における期日開催について」記載の留意事項につき了解いたします。

記

【多摩支部会館における期日開催について／留意事項】

- 相手方が多摩支部での期日開催を了解し、かつ、多摩支部会館での期日開催に対応できるあっせん人が確保できた場合のみ、多摩支部会館で期日を開催いたします。（相手方が了解しない場合、霞が関の弁護士会館で期日を開催いたします。）
- 当会のあっせんでは当事者においてあっせん人の指名を可能としておりますが、多摩支部での期日開催に日常的に対応できるあっせん人がごく少数しかおりません。そのため、多摩支部のあっせんではあっせん人のご指名のご希望には基本的に沿えません（指名されたあっせん人がちょうど多摩支部での期日開催に対応できるあっせん人であった場合のみとなります）。事情をご理解くださりますようお願いいたします。
- 多摩支部会館では、会場の空き状況等により、スピーディーな期日開催が難しく、期日と期日の間隔が大きく空く（2か月程度）場合があります。また、確保できる部屋数の関係上、期日当日に当事者別の待合室を用意できず、当事者同士が同じ待合室でお待ちいただくなど顔を合わせる可能性があります。
- 多摩支部会館での期日開催ごとに、事前に期日手数料をお振り込みいただく必要があります。（期日当日に現金で納付いただくことはできません。期日手数料のお支払がない場合は、期日を開催できません。）
- 証拠等の提出書類は、霞が関の紛争解決センターにご提出いただきます。期日当日に提出書類があった場合には、ご自身で霞が関のセンター宛に送付していただきます。

以上